

研究指導 森 文雄 教授

只見川流域四町村の地域資源を活かした活性化モデル

鵜川 歌子

上野 美紗恵

江川 恵梨子

坂内 樹

山口 仁美

六角 幸恵

大浪 真李

はじめに

1. 研究動機

日本の国土面積の約7割、耕地面積の42%、総農家数の43%、農業産出額の37%を占める中山間地域は地理的にも農業的にも大きな部分を担っており、その重要性は無視できない。中山間地域は、河川の上流域に位置し、傾斜地が多い等の立地特性から、農業生産活動による国土の保全、水源涵養等の多面的機能の発揮を通じ、下流域の都市住民等の生活基盤を守る重要な役割を果たすとともに、景観を形成し、豊かな伝統文化や自然生態系を保全し、都市住民に対して保健休養の場を提供する等の多様な機能を有している¹。日本の原風景は中山間地域にこそあり、現代社会において、時間に追われて暮らす人々にとっては大変な魅力となる。これらは古来より中山間地域に暮らす人々によって守られてきたが、その集落も現在では過疎化や高齢化、産業の衰退などの問題によって消滅しつつある。今回私達が調査を行った福島県の奥会津に位置する只見川流域町村では、特に高齢化が顕著であり、実際に2つの集落が消滅している。集落が消滅するということは、そこに暮らす人々の先祖伝来の土地と文化的ルーツを失うことであり、中山間地域を守ることは自然環境だけでなくそこに息づいた貴重な歴史や文化を庇護することにも繋がる。

中山間地域の経済状況としては平成7年度の福島県民の平均所得が277万円と全国平均の85%程度であることに對して、金山町の平均所得は約205万円と県平均の74%、全国平均に換算すると62.9%、つまり約3分の2にも満たない所得しか得られていないという状態だ。全国的な農家所得のみを挙げても中山間地域の平均所得は全国平均と比較すると1~2割程度低く、中山間地域の産業の脆弱性や地域間の所得格差も由々しい問題であることが窺える。

これら中山間地域の集落が崩壊・消滅しつつある現状を非常に危惧し、奥会津という統一イメージのもと、美しい自然環境資源や豊かな食文化、歴史文化、更に多様な温泉資源を活かした只見川流域町村の活性化策が提案できれば、条件不利地域活性化の具体的取組事例となるのではないかと考え、このテーマを取り上げた。

2. 研究方法

(1) 研究の手順

<1年次>

- ・地域活性化に関する文献研究

<2年次>

- ・中山間地域活性化に関する文献研究(4,5,6,7,8月)
- ・ツーリズムに関する文献研究(4,5,6,7,8月)
- ・金山町現地調査合宿(8月)
- ・三大学合同ゼミ合宿の準備と発表(6,7,8月)
高千穂大学 小沢ゼミ、石巻専修大学 木伏ゼミとともに水戸でプレゼンテーションを実施
- ・若者ワーキングホリデー事業に参加(8,9月)
- ・卒業研究中間発表(11月)
- ・卒業研究発表(2月)

¹ [PDF] 『中山間地域等直接支払制度の検証と課題の整理』, 中山間地域等総合対策検討会, 2004
http://www.maff.go.jp/www/press/cont2/20040819press_5b.pdf

(2) 調査方法

a) 金山町現地調査

8月上旬 役場職員の案内のもと、名所、旧跡、高校、農産加工施設、老人福祉施設、温泉旅館、歌舞伎練習風景などを視察し、各所にて聞き取り調査・景観調査を実施。

b) ワーキングホリデー

8月下旬～9月 二泊三日で会津若松市、喜多方市、会津坂下町の農家に滞在し、農作業体験や意見交換を通じて、会津地域のグリーン・ツーリズムの現状を調査。

第1章 四町村の現状

四町村の活性化モデルを提案するためには、それぞれの地域についての現状を知ることが重要である。そこでまず、四町村を人口、産業、交通、生活の各面から、各町村の振興計画書などを参考に現状についてまとめたものである。そして最後に産業別にみた四町村の取り組み状況について、各町村の共通性や違いなどについてまとめている。また、下の図表1-1は、四町村の人口、世帯数、さらに分配所得においては一人当たり県民所得と比較したものである。

図表 1-1: 四町村の人口、世帯数、分配所得比較

区分	金山町		三島町		昭和村		柳津町		一人当たり 県民
	1984年	2005年	1984年	2005年	1984年	2005年	1984年	2005年	
人口	4,636	2,989	3,299	2,358	2,617	1,788	5,735	4,587	-
世帯数	1,357	1,218	913	884	749	750	1,445	1,393	-
分配所得	2003年		2003年		2003年		2003年		2003年
	1,832		1,988		1,632		1,831		2,622

1. 金山町の現状

(1) 人口

昭和35年の国勢調査で10,119人あった人口は、様々な複合する条件の中で、2005年には2,989人となって、人口はおよそ4分の1に落ち込み、平成18年12月1日現在、15～64歳が全体の40.9%、15歳未満が6.4%と極端に低下している反面、高齢者比率(65歳以上)は52.6%と上昇が加速されていて、特に若年層の人口が少ないことが大きな問題となっている。人口減少の要因は主に、昭和47年・48年の横田鉱山、田代鉱山の廃止によるものや、国、県及び民間企業の出先機関(土木事務所、林業事務所、食糧事務所、NTT、日通、東京ビジョン)の廃止または減少(郵便局、JR)による勤労の場の減少などが挙げられる。また、ここ30年間は出生数より死亡者数が多い自然減と、転入より転出が多い社会減の両方の要因による人口減少となっている。

(2) 産業

かつては第一次産業が中核的な産業だったが、昭和45～平成12年の30年間に、第一次産業人口割合が44.7%から10.7%へと大きく減少し、平成12年では第二次産業人口割合が38.8%、第三次産業人口割合が50.5%と、第二次・第三次産業が89.3%を占めている。また、平成15年における金山町の分配所得は1,832,000円であり、一人当たり県民所得2,622,000円の約70%となっている。

農業面では、平成12年の経営耕地面積は219haで1戸当たり0.40haと、県平均1.20haの33%と極めて少ない状況で、主な農作物は水稻、大豆、そば、花などだが、農業だけで生計を維持することはかなり難しい状況である。林業も1ha未満の小規模な森林所有者が半数を占め、杉、桐の植栽が多く、1戸当たりの経済的効果は少ない状況である。工業は昭和40年代から工場の進出がみられるものの、いずれも下請け、零細企業で、近年は経済不況などにより工場の閉鎖が見られる。地場産業の振興の観点では、農林産物の生産・加工・販売・消費と一貫した高次複合産業の一層の発展が課題である。

(3) 交通

只見川に沿ってのびている国道252号は、会津坂下町で磐越自動車道に接続しており、都市部などへの所要時間は以前に比べると大幅に短縮されている。また、近隣町村を結ぶ公共交通機関は、会津若松方面と只見方面がJR只見線だけで、昭和村までが会津バスだけであり、JR只見線は赤字ローカル線ということもあって1日の運行回数が少ないため利便性が悪く、会津バスにおいても乗車人数が少ない状況である。金山町内は、平成6年10月から町営バスを運行し、町民の足の利便性向上に努めているが、日曜日の運行はなくJR等公共交通機関利用者の二次交通としては課題がある。

(4) 生活

金山町と会津平坦部を結ぶ広域幹線道路(国道)事情は、かつてとは比べものにならないほどに改良等が進み、冬期間の除雪も完全になされるようになって、かつてのように冬期間陸の孤島になるなどということは全く考えられなくなった。また、通勤圏を始めた生活行動圏が広域化していることが住民意向調査によりわかった。買物行動圏などは道路事情のほかに、都市的商業の集積、専門店、スーパーマーケット、ディスカウントショップなどが町内にないなどの要素も加わって、住民の経済行動圏が只見川下流域に拡大していることをはっきりと示していた。

2. 三島町の現状

(1) 人口

三島町の人口のピークは昭和25年の7,721人であった。只見川電源開発や国鉄只見線工事、それに戦後の引き揚げ者が加わった結果である。その後、「集団就職列車」に代表されるように国の高度経済成長を支える若者の首都圏への流出が相次いだ。当初の次・三男から、長男・長女までが町を離れはじめたころから過疎問題が深刻化してきたのである。若者の流出は子どもの減少につながり、昭和45年の国勢調査では、対40年比、県下第2位の17.2%の減少率を示す結果となった。それ以降も減少傾向は続き、2005年では2,358人となり、半世紀で人口はおよそ3分の1となってしまった。人口の減少は若者の流出と出生数の減少が主な原因であるだけに、人口の減少と比例して高齢化率も年々高くなってきている。昭和45年に高齢化率が12.5%と二桁となり、平成5年には30.3%、そして平成18年12月1現在では44.9%と約2人に1人が65歳以上の高齢者となっている。

(2) 産業

産業別就業者の構成比は、第一次産業は、昭和40年に50%を割り、50年に30%、60年に20%を割り、そして平成12年には9.2%となっている。第二次産業においては、50年に30%を超え、55年に40%を超えてから現在まで同割合で推移している。また第三次産業は、昭和40年に32.8%で、その後緩やかな増加をみせ平成12年に49.3%となっている。今後は現在の割合がしばらく続いていくものと想定される。また、平成15年における三島町の分配所得1,988,000円は、一人当たり県民所得2,622,000円の約76%となっている。

既存の地場産業については、景気の低迷等を受けながらも経営努力をし、地域に根付いた事業所としてがんばっているところである。主な産業としては、花卉、葉たばこ、水稻、酪農、畜産及び山菜加工品を中心とする農業と桐、杉を中心とした林業が基幹産業となっている。さらに、主な雇用の場は、建設業やJA、第三セクターの会津桐タンス(株)及び社団法人ふるさと振興公社や特別養護老人ホームをはじめ、県立宮下病院、県立宮下土木事務所等の官公庁などが挙げられる。

(3) 交通

公共交通機関として、三島町には町営バスとJR只見線が走っている。町営バスにおいては、道路事情により乗入れのできない地区があり、その解消が望まれている。国道252号線は、三島町にとって重要な経済・生活道路であり、更に地域の発展と若者定住に結び付けるための整備が望まれる。JR只見線については、車社会を反映して利用客の減少があるが、有る無しでは精神的な面で大きな影響がある。これまでJR只見線を活用した地域おこしのために、観光振興を目的としたトロッコ列車の運行に沿線町村が一体となり取り組んできた。今後更に充実を図ることにより、流域経済への波及効果に期待がもてると考えられる。

(4) 生活

高齢者の一人暮らし、二人暮らしが増え、火災への危険度が年々増す中で、三島町の消防体制は、過疎・高齢化により定員割れとなっており、消防団の再編が望まれる。また、安心な暮らしのためには医療の確保が必要である。幸いにも三島町には県立宮下病院をはじめ、個人医院があり、恵まれた環境にある。県の方針で僻地医療拠点県立宮

下病院の存続が固まり、今後は高齢化社会に対処する療養型への対応が望まれるところである。

3. 昭和村の現状

(1) 人口

昭和村は世帯数においてはここ20年間ほぼ変わらないものの、人口ではピーク時4,000人を数えていたが、2005年には1,788人と半分にまで減少し続けている。特に高齢化は深刻な状況にあり、県内でも会津地域は高齢化率が高い中でこの昭和村は特に厳しく、平成5年では35.0%であった高齢化率は、平成18年12月1日現在では54.1%と、県内一の高い割合であり半数以上の方が65歳以上となっている。人口減少要因として考えられることは、まず昭和村には高等学校がなく、高校進学を期に昭和村を離れてゆく者が大半である。そして、高校卒業後も進学や就職などで村には戻ることなく、村内の若年人口は毎年少なくなっていく、そこに高齢人口の増加が加わることによって、高齢化率が年々高くなっているものと考えられる。

(2) 産業

産業別就業者の構成比は、平成12年では第一次産業が35.1%、第二次産業が28.2%、そして第三次産業が36.7%と他の地域に比べて、第一次産業従事者の割合が比較的高い。特に昭和村では、自然条件を生かした花卉栽培が盛んで、「宿根カスミソウ」は栽培面積が日本一であり、その生産量は県下の半数以上を占め、約80戸の農家が約600万本、5億円の粗生産額を上げている。出荷は関東地方が主で、東北や関西をはじめ全国へ出荷されている¹。また、本州唯一600有余年の伝統文化を持つ日本最古の織物の原料「からむし」の生産地であり、「からむし織」が有名である。昭和村の「からむし織」は類まれな保存技法を認められ国の文化財に指定されているのに加えて、織りの技法が福島県無形文化財にも指定されている²。

基幹産業が農業であるに昭和村の平成15年分配所得1,632,000円は、一人当たり県民所得2,622,000円の約62%と低い水準となっている。

(3) 交通

昭和村には直接鉄道が通っていないため、交通手段としては、隣接する地域までJRを利用してから会津バスや路線バスで乗り継ぐ方法の他に、国道400号・401号を利用するなど遠方からの訪問には少々不便な面がある。さらに、この地域は豪雪地帯であるため、冬期間に国道の一部が通行止めになってしまい、他の地域との交流が図りづらい状況になってしまうことも問題点である。また、バスの本数が一日に3本しか運行していないことや、あるバスでは冬期間の運行を中止しているなどの現状があり、年間を通しての昭和村への交通手段を改善する必要がある。

(4) 生活

昭和村の二人に一人は高齢者であり、約4割の世帯が高齢者世帯である。また、約2割の世帯が高齢者一人暮らし世帯となっている。近年、高齢者が火災や雪の事故で犠牲になる現状をふまえ、高齢者世帯、特に一人暮らし高齢者の見守りや安否確認が最重要課題となっている。また昭和村には医療機関が常に少なく、現在開設しているのは国保診療所だけであり、会津若松市の総合病院まで行くとなると車で1時間半もかかってしまう。急速に過疎と高齢化が進む昭和村において、医療の充実が早急に望まれるといえる。

4. 柳津町の現状

(1) 人口

柳津町の人口は、昭和35年においては9,035人、世帯数1,575戸であった。しかし平成9年10月1日現在に人口5,000人を割り、なおも減少を続け、平成18年12月1日現在では4,146人となり、ここ15年間ではおよそ1,000人も人口が減少した。高齢化率においても、平成5年が26.3%であったが、人口減少に伴い年々高齢者の割合が高くなってゆき、平成18年12月1日現在には37.6%となってしまった。この数字は、福島県平均の平成18年10月1日現在の高齢化率23.2%と比べてみると、約15%も高い。人口減少要因は以前までは社会減であったのに対して、近年では自然減による要因が拡大しているところである。

¹福島県 からむし織の里 昭和村, <http://www.vill.showa.fukushima.jp/shunosha.stm>

²からむし織 会津の極上品, http://sozaihiroba.sakura.ne.jp/sblo_files/gokujouaizu/gokujou/karamushi.htm

(2) 産業

産業別就業者の構成比は、平成12年では第1次産業が21.5%、第2次産業が38.0%、そして第3次産業が40.5%となっている。周辺市町と比べて、第1次産業と第2次産業の割合が高い。柳津町の平成15年における分配所得1,831,000円は、一人当たり県民所得2,622,000円の約69.8%となっている。

柳津町の産業構造は、農林業を基幹産業として発展してきたものであり、今後も産業の中心的な部分であることに変わりはないといえる。米やそばをはじめ、花卉や野菜のハウス栽培が奨励されている他、特に柳津町の気候に合っているきゅうりやトマトなど野菜栽培が主要作物となっている。しかし近年は、新規就農者もなく、就農人口は減少している。また観光業では、柳津町は福満虚空蔵尊圓蔵寺を中心に「信仰の里」として栄えてきた古い歴史を持つ門前町であったため、古くから宿坊¹が軒を連ねていたが、今は旅館に姿を変え柳津温泉街となっている。

(3) 交通

柳津町は、北部を国道49号線が横断し、国道252号線及び主要地方道 柳津昭和線が縦断する道路網の中にあり、町の中心地から車で5分程度のところに磐越自動車道会津坂下ICがある。しかしながら、国道400号では柳津町と西会津町のある区間で冬期間通行止めの規制がなされるなど、冬期間においては交通不便が多少生じる。一方、鉄道はJR只見線が通っており、会津柳津駅、郷戸駅、滝谷駅の三つの駅が設置されているが、現在では一日に6本ほどしか運行されておらず、他の交通機関との連絡の向上、観光事業との連携などによる利用促進をはかることが望まれる。

(4) 生活

昭和49年度から平成16年度までの30年間における人口の増減率をみると、全47集落のうち50%以上減少している集落が8集落、30%以上減少している集落は28集落ある。人口減少地区は役場からの遠隔地のみならず、商店街等の中心街における減少も目立っているところである。人口減少により、消防や冠婚葬祭などの集落機能の維持が困難となっている集落も見受けられる。

5. 産業別にみた四町村の取り組み状況

各町村の現状からもわかるように、会津地域において特に四町村の高齢化率の高さは深刻なものである。これは、農業や地場産業関係者、伝統芸能や文化を維持している人々にも多大な損失と影響を及ぼしている。これからは、後継者育成に向けた取り組みを進めていくことはもちろんのこと、例えば中山間地域の農業であれば、自然環境の良さをさらに活かした農産物づくりや、またそれを地産地消、農産加工へとさらに推進するなど、高付加価値型農業に転換していくというような、従来の方向性を変えて、時代の変化に対応できる柔軟な発想を展開していくことが必要となってくる。(図表1-2参照)

一方、地域資源においては、豊かな自然環境や奥会津地域それぞれの家庭で親しまれてきた郷土料理、さらには歴史文化資源など、貴重で大変価値があるにもかかわらず十分に活用されていない資源が多数存在している。これからの課題としては、まず地元の人が自地域のことをよく理解し、説明できるようなプレゼンテーション能力を身につけ、そして訪問者にこれらの価値を理解してもらうことが不可欠である。さらには、各町村単独での取り組みを行うよりも広域での連携を図ることは、類似資源を有している四町村にとってさらなる強みになると考えられる。

図表 1-2: 産業別にみた四町村の取り組み状況

	金山町	三島町	昭和村	柳津町
農	カスミ草や野菜などの集約型作物の栽培、ソバや大豆などの土地利用型作物の栽培と加工・販売の組み合わせなどに取り組んでいる。	農業に元気を取り戻すため、受委託農業や集落営農など新しい農業の形を積極的に取り入れる。	県内一の収穫量を誇る宿根カスミ草を中心とした花卉栽培が盛んである。	夏秋きゅうりやトマト、いんげんなどの野菜の栽培の生産が主要な作物となっている。
業	「大源流米」や「アサギ大根」など、農産物のブランド化の推進や小規模でも特色ある農産物生産の奨励及び支援を行う。	農業体験型観光など農地を最大限に活用したグリーン・ツーリズムの展開による、長期滞在や移住などの様々な波及効果を目指す。	分水嶺から湧き出す清らかな水を生かした米の生産など、立地条件を活かした付加価値の高い地域農産物生産の振興を図り、一層のブランドによる所得の向上を目指す。	近年では、平成16年において昭和村に次ぎ、県内2位の収穫量である宿根カスミ草を中心として、花卉の生産額が好調な伸びを示している。

¹寺院に参詣した人の宿泊するところ。

<p>地場産業および伝統文化</p>	<p>山入地区では、芝居の伝統が昭和20年代後半には途絶えてしまったが、地区の人が芝居の復活を目指し、平成2年には「山入近隣会」という組織を母体として山入歌舞伎を復活した。 平成14年には山入地区に芸能伝承館が完成 金山漆ろうそくは、福島県指定伝統的工芸品として指定を受けている。</p>	<p>会津地鶏は平成16年に食鳥処理施設を整備し、本格的な生産・加工・出荷を始めた。 ヒロロ細工、マタタビ細工、山ブドウ細工を総称した「奥会津編み組細工」が平成15年に国の伝統的工芸品の指定を受けた。 三島町生活工芸館では、編み組細工、木工品なども体験できる。</p>	<p>「からむし織」は類まれな保存技法を認められ、国指定の文化財に指定されているが、各現場に従事している人の高齢化が深刻であり、後継者の継続的育成が今後の課題である。 「からむし」の新たな価値の創造や織り以外の使い途などを模索する必要がある。</p>	<p>毎年正月7日に圓蔵寺で行われる全国的に有名な奇祭である「七日堂裸まいり」や、先祖の遺徳を忍び、その霊に感謝するため毎年8月10日に菊光堂で祈願祭が行われる「稚児行列」、そして陰暦の八月晦日の夜に虚空蔵尊でおこなわれる例祭の「おこもり」などの伝統行事が古くから行われてきた。</p>
<p>観光</p>	<p>沼沢湖周辺には、自然休養村センターを中心に、公園、オートキャンプ場、湖水浴場などの施設や設備が揃っている。 妖精の里として、住む人にも訪れる人にも妖精を感じ取れるまちづくり。 自然教育関連産業として金山町そのものの魅力や、健康指向を重視した自然教育村の再構築とPR活動の強化を図る。</p>	<p>地域にある自然や環境を「展示室」に見立てて、町全体を「博物館」として、豊かな自然や伝統行事、各種施設や地場産業など日常の暮らしを「展示品」として来町者に誇りと自信を持って紹介できるような「三島町エコ・ミュージアム」構想。 美坂高原や大林ふるさとの山などの自然資源や、宮下温泉・早戸温泉などの温泉資源も豊富である。</p>	<p>農業や「からむし織」、ツル細工などの体験を中心としたグリーン・ツーリズムや、からむし織の里を核としたエコ・ミュージアム構想の推進。 国指定天然記念物の「駒止湿原」や、県自然環境保全地域の「矢ノ原湿原」、ふくしまの水三十選の「玉川溪谷」をはじめ、水芭蕉と白樺の杜などの雄大で貴重な自然環境を学習的効果へと活用する。</p>	<p>千二百年の歴史を誇る会津を代表する名刹、福満虚空蔵尊圓蔵寺を中心に栄えた門前町であることを強くPR。 只見川の川沿いという立地条件の「柳津温泉」、各旅館がそれぞれ違う源泉を持ち効果も様々である「西山温泉」など、自然環境の豊かさや温泉資源、さらには観光施設との連携も含めて、長時間滞在観光への取り組みを図る。</p>

第2章 中山間地域の問題点

1. 条件不利地域における農業問題

中山間地域での主な産業は農業であるが、この地域は農業を営んでいくには大変に不利な地域であるといえる。その理由として、いくつかの要因が挙げられる。これらの問題を改善していくことが、中山間地域のような条件不利地域で営農していく上での重要な課題となっている¹。

(1) 労働・土地・資本の生産性が低い

傾斜地が非常に多い中山間地域では、一つ一つの耕作地が極めて零細なものになってしまうため、農作物の大量生産は困難である。また耕作地が狭小であるために大型機材の導入なども見込めず、農作物の生産性は平地農業に比べて非常に低い。都市に比べて人口も少ないため、労働人口も少数となってしまう、地域全体での生産性も著しく低いという現状がある。

(2) 耕作放棄地率の著しい増加

中山間地域の土地の大半は傾斜が激しく、一つ一つの耕作地も狭小なものが多いという特徴がある。それらの土地では農作物を生産するには条件が合わず、また作業の機械化が著しく困難で手間も非常に掛かってしまうため、生産量と作業の手間の割合が一致しない。ゆえに生産性も低く、農業によって得られる収入も低くなっている。そのような現状もあり、近年では耕作を放棄してしまう農家が急増している。

¹[PDF]『中山間地域等直接支払制度の検証と課題の整理』, 中山間地域等総合対策検討会, 2004
http://www.maff.go.jp/www/press/cont2/20040819press_5b.pdf

(3) 総人口、農家人口ともに全国に比べて高齢化が進み、格差拡大傾向

中山間地域は、交通や通信インフラを始めとして、生活が困難な傾向にある。そのような現状の中、豊かな生活環境を求めて若年層の人口が都市部や周辺都市に流出し、それによって引き起こされる地域集落人口の高齢化が著しく進展している。

(4) 1集落当たり20戸以上の集落減少、5戸以下の集落増大による集落機能の低下

都市部や周辺都市への人口の流出が継続的に見られることにより、集落内での居住世帯数が減少している。それに伴い農家数も減少し、耕作放棄地の増加などを引き起こしている。また、集落内での空き古民家の増加などの原因の一つでもあり、それは自然豊かで美しい農村風景を乱す原因となっている。

(5) 販売農家の1戸当たりの農家総所得は減少傾向、平地農業地域との格差拡大

一つ一つの耕地面積が狭小であり、生産性が著しく低いこと、また中山間地域は農作物の販売における流通や情報発信の面においても不利な地域にあるため、各農家の農家所得は減少傾向にある。それによって、平地農家との間で所得格差が拡大している。

(6) 汚水処理施設普及率は全国の普及率の4割以下

中山間地域は定住人口が少ないということから、汚水処理施設が十分に整備されないという現状がある。そのため、生活環境の質的向上が非常に難しく、地域の住民は豊かな生活を求めて都市部へ流出し、更に定住人口が減少するという悪循環を生んでいる。そのため、定住人口の確保が非常に困難になり、それに伴って営農人口も減少してしまう。

中山間地域が抱える問題は、農業問題と人口減少問題が相互に関係しあってもたらされる問題が多い。これら定住部門と農業部門の現状が、とりわけ平地農業地域に比べ格段に低い水準にあることにより、総じて中山間地域の衰退を進行させているのである。この二つの問題を解決していき、平地農業地域との格差をいかに縮めていくかということが、今後の重要な課題となっている¹。

2. 中山間地域の外部経済効果

(1) 外部経済とは

公共事業の効果・影響には、サービスを受ける人が直接的に得ることのできる便益に加え、サービスを受ける以外の人や、周辺の環境、さらには地球規模での環境にまで効果・影響が及ぶものがある。後者のような効果・影響は、経済学の言葉を使えば、サービス市場の外に波及する効果・影響をいう意味で外部経済・外部不経済と呼ばれている。一般に、外部経済はプラスの効果、外部不経済はマイナスの効果を表し、このような外部経済・不経済については、技術的にみても容易には計測できないものが多い²。

(2) 多面的機能と外部経済効果

公共財とは、競合性がないために同時に多数の人の同量便益の消費が可能となり、かつ排除性がないために財の提供に費用を支払っていない人まで便益を受けることが可能となる財のことである。例えば農村景観は、多数の人は等しくその便益を受け、その便益の対価を支払っていないからといって便益の提供が拒否されることはないという特性を持つ。

図表 2-1: 外部経済の類型化

右記の表は環境価値とその便益を受ける受益形態による多面的機能の類型化を表したものである。受益者の特定の難易と環境価値によって下の表のように分類でき、それぞれの機能の維持・発揮に使用される政策手法の選択に当たっても重要な判断基準になる。(図表 2-1 参照)

		受益者の排除性	
		高い	低い
外部 経済 効果	環境便益 の提供	<タイプA> ・情操、環境教育の場 ・レクリエーション活動の場	<タイプB> ・伝統文化、景観の保全 ・生物、生態系の多様性
	環境損失の 防止	<タイプC> ・水源涵養	<タイプD> ・洪水防止、土砂崩壊防止 ・気候緩和、大気浄化 ・食料安全保障 ・農村雇用

¹橋詰登, 『中山間地域の活性化要件 農業・農村活性化の統計分析-』, 農林統計協会, pp181-190, 2005

²外部経済評価の解説(案), http://www.nilim.go.jp/lab/peg/gaibu_kaisetsu.htm

タイプA： 排除性が高く環境便益の提供に関わる機能

タイプAは、社会的に保持すべき環境水準よりも高い便益が提供され、その受益者が容易に特定される場合である。一般には農村景観や伝統文化は受益者の特定は難しいが、例えば、伝統文化を体験するそば打ちや藍染め、自然体験学校については、参加するか否かによって受益者が特定される。参加者は参加しない者と比較してより大きな便益を享受するから、このような農山村での活動体験者に対し、受益者負担原則を適用して応分の負担を求めることは、すでに一部実施されていることでもあり、公平性の観点からも社会的な合意が得られるであろう。また、類似例としては、グリーン・ツーリズムで農家民泊をする場合やクラインガルテンといった市民農園、美しい農村景観の中を通る有料道路などもある。

< 政策手法の例 >

入場料、利用料 受益者負担の併用

タイプB： 排除性が低く環境便益の提供に関わる機能

タイプBは、社会的に保持すべき環境水準よりも高い便益が提供され、その受益者の特定は技術的に困難な場合、あるいは技術的には可能であるが排除費用が便益に比較して高額であるため実行されない場合である。例えば、伝統的な農山村景観や農山村文化、生物多様性保全等の機能はこの分類に入る。一般にこれらの機能においては共同消費が可能であり、また受益者の特定が困難であるため、競争性がないことや排除性がないといった公共財の特性が顕著である。

< 政策手法の例 >

環境補助金、環境支払い、環境維持助成金 公的負担
 保全基金、農産物価格への上乗せ、利用料 受益者負担の併用

タイプC： 排除性が高く環境損失の防止に関わる機能

タイプCは、社会的に保持すべき環境水準が提供され、その受益者は容易に特定される場合である。例えばわが国における水資源は、農業用、工業用、生活用等の多様な利水治水に関する開発と調整の歴史を経て水利権が設定されており、末端の水道利用者には利用料に応じて料金が課されるのが一般的である。その意味で、水の利用側面については排除性が高く、受益者は容易に特定されるといえる。したがって、一定の水質水量をもつ水資源を、主として森林が涵養し、水田もその役割を担っている意味で、水源涵養機能はここに分類される。

< 政策手法の例 >

環境補助金、環境支払い、環境維持助成金 公的負担
 水源基金、水道料金の上乗せ 受益者負担の併用

タイプD： 排除性が低く環境損失の防止に関わる機能

タイプDは、社会的に保持すべき環境水準が提供され、その受益者の特定が技術的に困難な場合、あるいは技術的には可能であるかもしれないが排除費用が比較的高額であるためにそのような行為が実施されない場合である。農村体験活動等への参加とは異なり、対価を支払わないからといって受益者を洪水防止機能の恩恵から排除することは一般に困難であるから、非排除性が存在する。また、受益者間では、自然的条件によって効果は多少異なるものの、ある人の受益量の増加が他者の受益量を低めることはほとんどないから競争性は低いといえる。国民の生命と財産の安全を保障するのが国の責務であるとするれば、このような洪水防止機能の効果は「環境損失の防止」であって、基本的に公的負担で行うのが妥当と考えられ、環境維持助成金や環境補助金、環境支払いの対象にもなるであろう。

< 政策手法の例 >

環境補助金、環境支払い、環境維持助成金、備蓄 公的負担
 関税 受益者負担の併用

このように、タイプごとに政策手法をみると、タイプAをのぞき公的負担が第一であり、条件に応じて受益者負担ということになった。しかし、タイプAといえども良好なレクリエーションの場を確保するためには、農山村地域の環境の保全が必要不可欠であるから、全体として多面的機能の維持・発揮に関わる方策は、公的支援を中心としつつも一部受益者負担を含むことが望ましいと考えられる。その場合、保全に対する関心や享受される便益の大きさに応じて、市民への負担の程度が反映されるような保全政策が効果的であると予想される¹。

市場価値で表すことのできない価値を、どう経済に組み入れていくのか。地域を活性化するためには経済の面で潤

¹合田素行, 『中山間地域等への直接支払いと環境保全』, 家の光協会, pp48-53, 2001

うことも重要である。外部経済だけではなく、その外部経済を内部化していかなければ、中山間地域の多面的機能を上手く活用していくことにならない。

3. 中山間地域直接支払制度

国では、食料・農業・農村基本法、農政改革大綱等を踏まえ、中山間地域等に対する直接支払制度が平成12年度から導入されているが、引き続き平成17年度から向こう5年間(平成21年度まで)継続されることとなっている¹。

(1) 制度の目的

中山間地域は、農地を耕作することで洪水の防止や水源の保全、美しい緑の景観の提供などさまざまな機能を有している。しかし、中山間地域では平地に比べ傾斜地が多いなど、農業生産条件が不利なため、耕作されずに放棄されている農地が増えている。この制度は中山間地域等で農業を続けることにより農地を保存し、多面的機能を確保していくためのものである。

直接支払制度がこれまでの農村振興策と違う点は、中山間地域のみにも適用されるという点である。中山間地域を維持していくには、地域全体での集团的取り組みが必要不可欠である。よって、集落間同士での連携や集落全体での集团的取り組みを支援し、農業生産性の向上と共に条件不利地域を持続的に維持していくことを目的としている。

(2) 制度の概要

a)趣旨

中山間地域等において、多面的機能を確保するため、耕作放棄地の発生防止等の適切な農業生産活動等に対して、一定の条件の下で直接支払交付金を交付する。

b)対象地域

地域振興関連立法(8法)に基づく指定地域
(特定農山村法、山村振興法、過疎法、半島振興法、離島振興法、沖縄振興開発特別措置法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法)
特認地域(地域の実態に応じて知事が指定している地域で条件不利地域)

c)対象農用地:(棚田など)

- 急傾斜農用地(勾配が田1/20以上、畑等15度以上)
- 自然条件により小区画・不整形な水田(大多数が30a未満・平均20a以下)
- 地域の実態に応じて対象となる農用地
- i. 緩傾斜農用地(勾配が田1/100以上1/20未満、畑等8度以上15度未満)
- ii. 高齢化率及び耕作放棄地率の高い集落の農地

d)対象者

農業者、第三セクター、特定農業法人、農業共同組合、生産組織等。

e)対象行為

集落協定又は個別協定に基づき、5年以上継続して行われる農業生産活動等をメニュー1と位置づける。(図表 2-2 参照)

集落協定: 直接支払の対象となる農用地において農業生産活動等を行う複数の農業者等が締結する協定

個別協定: 認定農業者が農用地の所有権等を有する者との間において、利用権の設定等や農作業受委託契約に基づき締結する協定

図表 2-2: 対象メニュー1

農業生産活動等(必須事項)	
多面的機能を増進する活動(選択的必須事項)	
必須事項	1.集落マスタープラン ² の作成
	2.耕作放棄地などの防止
	3.水路・農道等の管理活動
選択的必須事項 (1つ以上を選択)	1.国土保全機能を高める取組
	2.保健休養機能を高める取組
	3.自然生態系の保全に資する取組

¹農村、中山間地域直接支払制度 (平成 17 年 6 月 30 日公表版)

<http://www.maff.go.jp/nouson/chiiki/home/chuusankansitsu/jigyougaiyou1.htm>

² 10～15年後の集落の将来像を明確にし、その将来像の実現に向けて5年間で集落の取り組む活動内容や、スケジュールを協定参加者の下に位置づけるもの。

対象メニュー1 を基盤として、更に体制整備に向けた積極的な取り組みであるメニュー2 やメニュー3 で提示されている内容に同時に取り組むことで、さらにそれに則した補助を受けることができる。(図表 2-3、2-4 参照)

図表 2-3: 対象メニュー2

図表 2-2 の対象メニュー1 の内容に加えて、将来に向けた農業生産活動の体制整備に向けた積極的な取り組み			
必須要件	1.農用地等保全マップ ¹ の作成		
	2.農用地等保全マップ活動の実践		
選択的 必須要件 (Aまたは Bを選択)	A(2つ以上選択)	[1] 生産性・収益向上 (1つ以上選択)	1.機械・農作業の共同化
			2.高付加価値型農業の実践
			3.地場産農産物等の加工・販売
		[2] 担い手育成 (1つ以上選択)	1.新規就農者の確保
			2.認定農業者の育成
			3.担い手への農地集積
			4.担い手への農作業の委託
		[3] 多面的機能の発揮 (1つ以上選択)	1.保健休養機能を活かした都市住民等との交流
			2.自然生態系の保全に関する学校教育等との連携
	3.多面的機能の持続的発揮に向けた非農家・他集落等との連携		
B(どちらかを選択)	1.集落を基礎とした営農組織の育成		
	2.担い手集積化		

図表 2-4: 対象メニュー3

図表 2-2 のメニュー1 又は図表 2-3 のメニュー2 に加えて、より積極的な取組	
選択事項 (取組内容に 応じて加算)	1.規模拡大加算(継続実施) 担い手が新たに利用権等を設定した農用地を5年間以上継続して耕作
	2.土地利用調整加算 担い手に対し、新たに協定面積の一定割合以上において利用権等を設定
	3.耕作放棄地復旧加算 新たに協定面積の一定割合以上の耕作放棄地を復旧
	4.法人設立加算 新たに特定農業法人、または協定農用地面積の一定割合以上を対象とした農業生産法人を設立

f)実施主体

国が枠組み・基準を示した上で、市町村が対象農用地の指定、集落協定の認定、直接支払いの交付などの事務を実施する。

図表 2-5: メニュー1・2 の交付単価(10a当たり)

g)直接支払の単価等

単価水準

原則として中山間地域等と平地地域との生産条件の格差(コスト差)の8割が単価水準となる。

また、交付単価は協定に基づく活動内容について異なる。各々の地目や区分に対し、メニュー1 の取り組みでは基礎単価、メニュー2 を追加し更に発展した取り組みに対しては体制整備単価が支払われる仕組みになっている。(図表 2-5 参照)

地目	区分	基礎単価(円)	体制整備単価(円)
田	急傾斜	16,800	21,000
	緩傾斜	6,400	8,000
畑	急傾斜	9,200	11,500
	緩傾斜	2,800	3,500
草地	急傾斜	8,400	10,500
	緩傾斜	2,400	3,000
	草地比率の高い草地	1,200	1,500
採草放牧地	急傾斜	800	1,000
	緩傾斜	240	300

¹ 以下のうち一つ以上の事項を記載した図面のことを指す。

- a. 農地法面、水路、農道等の補修・改良が必要となる範囲、または位置
- b. 鳥獣害防止対策が必要となる位置
- c. 既耕作放棄地の復旧、または林地化を実施する範囲
- d. 農作業の共同化、または受委託等が必要となる範囲

その他将来にわたって適正に協定農用地を保全していくために必要となる事項に関する範囲

さらにメニュー1、又はメニュー2の取り組みを行った状態で、メニュー3で提示されている取り組みを行うと、その行為に見合った単価が追加で加算される仕組みになっている。(図表2-6参照)

交付されるに当たっての留意点

- i. 小区画・不整形な田、高齢化率・耕作放棄率の高い農地にあつては、緩傾斜の単価と同額となる。
- ii. 一農業者あたりの交付上限は100万円。(ただし、生産組織、第三セクター等は適用外)
- iii. 規模拡大加算と土地利用調整加算は重複して受給することはできない。
- iv. 同一農用地を対象として特定農業法人に係る加算と農業生産法人に係る加算を重複して受給することはできない。

図表 2-6:メニュー3 で加算される交付単価(10a当たり) 単位:円

規模拡大加算	田	1500
	畑	500
	草地	500
土地利用調整加算 要件を満たす協定全体の農地に加算	田	500
	畑	500
耕作放棄地復旧加算	田	1500
	畑	500
	草地	500
法人設立加算(特定農業法人) 1法人100千円/年を上限とし、協定に対して交付	田	1000
	畑	750
	草地	750
	採草放牧地	750
法人設立加算(農業生産法人) 1法人60千円/年を上限とし、協定に対して交付	田	600
	畑	500
	草地	500
	最小放牧地	500

(3) 制度の成果

a) 耕作放棄地の発生防止

66万5千haの農用地において農業生産活動が継続的に行われ、道路・水路の共同管理の充実、既存耕作放棄地の復旧などが行われた。

b) 多面的機能の維持・増進

周辺林地の管理など営農との一体的な取り組みのほか、景観作物の植栽、体験農園等を通じた都市住民との交流など、集落の環境整備や活性化に寄与する多様な取組が行われた。

c) 将来に向けた農業生産活動等の継続的な実施

定締結を契機として、新たな集落営農組織の育成や、認定農業者の育成、担い手への農地の集積などに取り組む集落が見られた。

d) 集落機能の活性化

集落における話し合いを活性化し、集落としての一体感の強まりが確保され、自分たちの集落は自分たちで守ろうという意識が高まった。

e) 制度の全体的な評価

本制度の実施により、耕作放棄地の発生が防止され、多面的機能の維持・増進が図られるとともに、将来に向けた農業生産活動等の継続への動きも見られている。しかしながら、農作業の受託組織の設立など、将来に向けた農業生産活動等の継続のための取組は一部の集落協定にとどまっており、総体としては、自立的に農業生産活動等を継続できる状況には至っていないと考えられる。耕作放棄の発生を継続して防止させるためには、将来に向けた担い手の育成等による農業生産等の継続のための取組を充実していくことが重要である。

4. 元気な地域づくり交付金(中山間地域等の振興)

直接支払い制度とは別に、地域の創意と工夫を活かした「元気な地域づくり」の支援として、農村やグリーン・ツーリズムの振興、農業生産の基盤の整備、中山間地域等の振興のための交付金制度であり、平成17年度から21年度まで実施される計画である¹⁾。

¹⁾[PDF]「元気な地域づくり交付金」, <http://www.maff.go.jp/nouson/chiiki/home/chuusankansitsu/data/shinsanson/h18pr.pdf>

(1) 趣旨

山村等中山間地域の振興を一層促進するため、地域の基幹産業である農林水産業の活性化を図るとともに、歴史・伝統文化・自然環境等地域固有の特性を活かした市町村等の自主的取組を支援することにより、地域の担い手の確保、棚田地域の保全、多様な地域産業の振興等個性ある地域づくりを推進する。

(2) 事業内容

創意工夫を活かした個性ある地域づくりを推進し、農産漁村の活性化を図るため、山村等中山間地域の重要な産業である農林水産業の振興に必要な施設整備および多様な地域条件に即した簡易な生産基盤整備等を実施する。

【対象行為・施設等】

農林水産業の振興（農林漁業生産基盤整備、農林漁業生産施設）
新しい地域産業の振興（地域資源活用起業化施設）
山村・都市交流促進（地域資源活用総合交流促進施設、体験農園施設等）
文化教育の増進（子供等自然環境知識習得施設等）
里地棚田・林地・自然景観の保全（簡易な脳林地保全整備、総合鳥獣被、害防止施設等）
生活環境の向上（集落道、簡易給水・排水施設等）
高齢者・女性対策の推進（高齢者等活動・生活支援促進機械施設、健康管理棟情報連絡施設等）
山村振興等地域再生の連携推進（事業計画のより効果的・効率的な実施や機能の向上に向けた活動等への支援）
先進的な施設等整備（経営的、技術的に斬新な特認施設等）
地域提案設備（山村等中山間地域への振興を図るため地域が独自に提案する施設等の整備）

(3) 事業実施主体

a) 対象地域

山村振興法のほか、特定農山村法、過疎法、半島振興法及び離島振興法により指定された地域等

b) 事業実施主体

市町村、都道府県、土地改良区、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、農事組合法人、農業生産法人、特定農業団体、その他農業者の組織する団体、第三セクター、PFI事業者等

(4) 交付率

定額（1/2以内 等）

(5) 平成18年度予算額（平成17年度予算額）

41,526,054（46,606,902）千円

5. 私たちが提案するその他の振興策

以上に挙げた助成金の政策が主に現在の国内中山間地域の農業振興のために試行されている対策だが、これらの政策だけでは、中山間地域の農業振興にはまだまだ十分ではない。支給される金額も十分とは言えず、また補助金の支援のみを行っても必ずしも中山間地域の農業振興に十分に結びつくとは限らない。従って、それらの補助金以外の振興策も必要に迫られているのが現状である。

よって、私たちが有効であると考えられる対策例を以下にいくつか挙げる。

(1) 農産物への付加価値をつける（農産加工等）

中山間地域は冒頭で述べたとおりに営農環境としては不利な地域であり、生産性も低い。よって農産物そのものの価格も高くなってしまふのは否めない。しかし、その生産性の低さを利用し、農産物に付加価値をつけて販売することが有効であると考えられる。その付加価値のもっとも効果的な付け方は農産加工である。農産物そのものを販売するよりも、加工して商品に付加価値を付けることによって、多少高額な商品であっても、消費者からの需要も増加する。

(2) 民宿と農家レストランの同時展開

地元産の食材を地元の民宿や農家レストランで利用することにより、地方特有の素朴な料理や普段では味わうこと

ができない珍しい地域特有の伝統料理などを味わえるツーリズムの展開が期待できる。また、地産地消の推進になり、地域経済の循環にも結びついただけでなく、そのような民宿や農家レストランとの契約農家になることにより、農家所得も安定する。

これらの民宿や農家レストランの経営をさらに効率化するために、民宿と農家レストランの同時経営が望ましい。同時経営を行った場合は宿泊客にも食事客にも対応することが可能となるため、サービス提供の機会損失の発生を防ぐことと共に、設備稼働率を向上させることができる。

(3) グリーン・ツーリズムの活用

中山間地域には地域資源として、日本の原風景である美しい景観や豊かな自然環境があり、この地域は都会の人々を相手としたグリーン・ツーリズムを展開していく上で非常に有効な資源になる。そのグリーン・ツーリズムのメニューの一環で、普段の生活では都会の人が接する機会が非常に少ない体験型農業などのメニューを取り入れるなど、地域の生活を体験できる資源として利用することも十分に可能である。

(4) 中山間地域の情報化

中山間地域は居住人口が少ないために、インターネット等の通信インフラの環境設備が整っていないことが現状である。よって、外部の情報の取得や外部へ向けた情報発信などが困難である。そのような情報格差をするために、通信インフラの環境の整備や県や市町村、また地元JAや農林事務所等の機関と連携し、生産商品の情報を発信していくことが効果的である。インターネットでの情報発信による農産物の知名度の上昇はもとより、インターネット販売などを利用した遠隔地の顧客への商品販売の展開は、今後の中山間地域の農業振興に十分に期待できる。

(5) 商品のブランド化

中山間地域で生産される農産物は、量産できないというデメリットがある。それに伴い、商品価格も高額なものになってしまうのは否めない。そのような問題に対抗するためにも、農作物のブランド化を行っていくことが望ましい。

商品のブランド化とは、いわゆるその生産地域のブランド化である。見た目・味等の優れた品質の維持、年間を通じた安定的生産などを前提として、更にその土地でしか味わえない農作物や、地域限定での独自性のある生産技術等が他地域との差別化となり、商品はブランド化される。そのようなその土地・農作物のブランドの確立を行うことで、顧客のブランド・ロイヤリティの獲得が期待される。

(6) 民宿・農家レストランの経営者のための研修制度・支援

中山間地域で民宿や農家レストランを営む農家の多くは、経営手法を手探りの状態から模索しながら独学で学びとり、現在の経営手法を培ってきたという農家が多い。しかし現段階の経営手法で十分に納得している農家はごく一部であり、更に発展させたサービスの提供や、より良い経営を試みていくことを望んでいる農家が大半である。そのような農家を支援する制度として、より質の高いサービスの提供や経営手法の改善・向上を促す研修会などを開催する。それによって、より効率的な経営を行い、質の高いサービスを提供する民宿や農家レストランが増加することによって、更に多くの訪問者や、リピーターの獲得につながる。

これらの対策は農家へ直接資金を補助・援助するものではないが、かといって全く経済的支援が無くても成り立つというものではない。よって、こういった改善政策を実施していくことは決して容易なことではない。しかし、持続可能な農業・農村を築くには、こうした思い切った取り組みが必要不可欠である。いかに農業・農村復興に本気となって取り組むかが重要である。そして集落の活性化を牽引するリーダーの存在や、集落を守らなければならないという使命感を持った担い手をつくること、可能な限り多くの地域を巻き込み、確かなスタートを切ることが、今後の重要な課題になる。

第3章 ツーリズム

1. ツーリズムとは

地域活性化の施策のひとつとして、ツーリズムの提案をしたい。今回の研究が目的とすることは、地域資源を活かした地域振興である。つまり、流域四町村の持つ地域資源を活かす施策でなければならない。そこで、地域資源を活かしつつ、私たちの中山間地域研究がうまく結びつけられる分野はなんであるかと考えた結果、ツーリズムの提案に至

った。

そもそもツーリズムとはなにか。「大正時代に英語のツーリズムの訳語として観光をあてた¹」とあるが、昨今日本で使われているツーリズムという単語は、観光を表しているとは限らない。ツーリズムの中の一つのカテゴリーとして観光が存在するという考えの方が適している。「観光やリゾートと区別された新しい旅の形が『ツーリズム』というカタカナで登場した²」ともいわれるように、ツーリズムはいまや観光やリゾートの上位概念として位置づけられているのである。「ツーリズムというレジャー活動は、さまざまな分野に関わる重層的な構造を持つ。そのため、他の産業と比較してそのプロダクトの特性を明確にできていない³」とあるように、ツーリズムに対する捉え方は複雑になってきている。よってツーリズムの定義は広義であって明確に定まらないが、従来は非日常性を体感する旅行形態のこと全般をツーリズム(ツアー)と呼んでいた場合が多い。

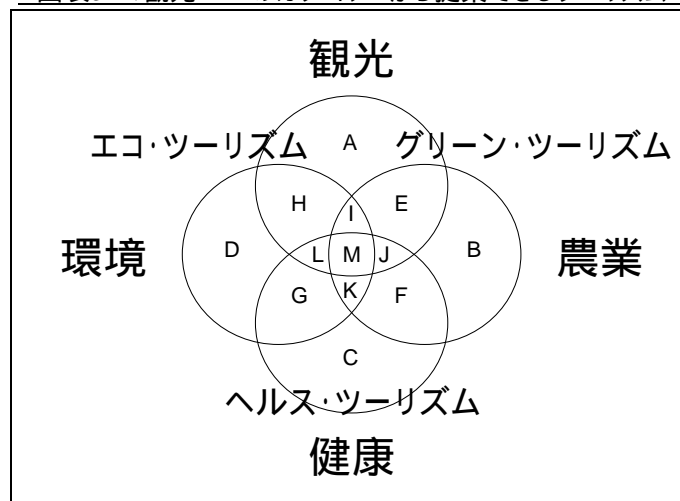
ここで、私たち森ゼミは今回提案するツーリズムを、マス・ツーリズムなどの娯楽的要素のみを提供する観光ツーリズム(従来ツーリズム)とは明確に区別し、体験学習的な要素や生涯学習的な要素、保養・健康増進が期待できる要素を含む持続可能なツーリズムであると定義する。ツーリズムは経験、つまりプロセスであってプロダクトではないことから、「ツーリズムは産業でない」(Davidson, 1994)と捉える考え方もあるが、ツーリズムはその経済効果や交流事業の効果から今や重要な産業であるといわざるを得ない。そしてなによりツーリズムは持続性をもつ。持続的な経済性をもつことは中山間地域振興にとって大変重要である。ツーリズムはこれを可能とする可能性を秘めている。

以下では、中山間地域の活性化に活かせるようなツーリズムをいくつか提案し、そのツーリズムの意義と役割をまとめる。

2. 従来の観光ツーリズムとの違い

従来の観光ツーリズムと、今回提案するツーリズムとの最大の違いは、後者は観光というカテゴリーに他のカテゴリーを加えたツーリズムであるということである。従来の観光ツーリズムは、観光というカテゴリーのみを提供した。しかし、今回提案するツーリズムはそうではない。図表3-1を参照していただくとわかりやすい。観光というカテゴリー + 農業というカテゴリーの複合でグリーン・ツーリズム、観光というカテゴリー + 環境というカテゴリーの複合でエコ・ツーリズム、観光というカテゴリー + 健康というカテゴリーの複合でヘルス・ツーリズムが提案できる。このようにカテゴリーを複合させることにより、従来の短期的余暇活動から長期(中期)的余暇活動への移行が図れ、継続的な経済性の発生が期待できるようになる。

図表3-1: 観光 + のカテゴリーから提案できるツーリズム



ここで留意すべき点は、上図でもわかるようにカテゴリーは相互に他のカテゴリーとも密接な関係をもっているため、観光 + 農業 = グリーン・ツーリズムであり、観光 + 農業 = グリーン・ツーリズムという正確な線引きではないという点である。よって、各々のカテゴリーごと、その共有部分ごとに、その数の分だけツーリズムの形態が存在する。つまり、観光、農業、健康、環境の四つのカテゴリーを複合させた場合、A ~ Mの、合計13のツーリズムの形態が存在するということが、この図は表している。各々が他のカテゴリー、他の分野のツーリズムとも密接な関係を持ち、その要素を相互に含んでいるが、今回はその中の共有範囲に便宜上三種類のくくりを設けてツーリズムを説明する。

3. グリーン・ツーリズムとは

グリーン・ツーリズムとは、農山村のあるがままの姿を活用したツーリズムのことである。「人のあふれる観光地やリゾート地に行っても必ずしもリフレッシュできない」という大衆ツーリズムの反省点と、「もっと人間の顔をもったソフトな旅行がしたい」という都会人の欲求というプッシュ要因と、「農業だけではこの先やっていけない」という過疎地帯の農家のプル要因とが結びついて、ヨーロッパで先駆けて盛んになった旅行形態である。

また、グリーン・ツーリズムとは、農山村住民側がサービスの主体となり、農山村の持つさまざまな資源や生活文化をいかして都市住民を受け入れ、その一方、都市住民側は、農家の営む民家に泊まって農山村の自然や日常生活に直接触れ、農山村住民との交流を図りつつ、ゆっくりそこに滞在し、心身の活力を取り戻そうという余暇活動のこともある。つまりグリーン・ツーリズムとは、第二のふるさとを求めてくる都会人や、大衆ツーリズムにストレスを感じている人々を受け入れて、農家の経営の新しい道を開こうというものである。

4. グリーン・ツーリズムの意義

農業・農村は、図表3-2のような機能を持つ。よって、グリーン・ツーリズムを展開することにより、中山間地域の経済活性化効果、中山間地域の社会活性化効果、中山間地域の保全効果等の諸効果が期待できる。

図表3-2: 農業・農村の持つ二つの機能

機能	公共・公益的機能(国土保全機能)	生産的・生活的機能
具体的機能	気候調整機能 水資源調整機能(森林、水田) 土地保全機能 生物環境・資源保全機能 文化財等保全機能 地域空間機能	生産的機能 生活的機能)教育機能)レクリエーション機能)福祉機能

5. グリーン・ツーリズムの先駆

グリーン・ツーリズムで成功し、その形態が確立しているモデル地域として、ドイツが挙げられる。グリーン・ツーリズムは英語であるが、ここにはルーラル・ツーリズム、アグリ・ツーリズム、エコ・ツーリズムといった概念も含む。ドイツ語では「Sanfter Tourismus」(ザンフター・ツーリズムス)で、これを英語で表すと「soft tourism」という意味になる。地域の伝統的な景観を壊したり、環境に負担を与えたりするツーリズムとは異なり、「環境にやさしい」という意味でのソフトである。また、ドイツでは「農家で休暇を」(Urlaub auf dem Bauernhof)事業を全国的な規模で展開している。その指導・推進をしているのは、ドイツ農業協会(略称DLG)である。この事業の目的は、農家の農業外収入の確保にある。条件不利地域では農業所得は少なくなる。しかし豊富な自然環境資源を保有している。その点に着目し、ドイツはこの事業を展開するに至った。

6. ヨーロッパのグリーン・ツーリズム

(1) ヨーロッパの農家民宿の種類

a) 休暇用住宅(休暇用貸アパート)

キッチン付の宿泊施設。寝室二つくらいと、小さなキッチンないし炊事コーナー付の居間と、バス・トイレがセットになったもの。

b) 貸部屋(B&B)

炊事設備なし。朝食はその農家の人が用意。部屋代に昼食代も含まれている。

(2) ドイツの農家民宿の特徴

a) 宿泊客の滞在日数が長い(平均10日)

これは農家民宿に限らず、ヨーロッパの人々が休暇を過ごすときの基本的特徴のひとつで、原則として1ヶ所にずっと滞在し、そこを根拠地にして近くへ出かける。

b)宿泊料がきわめて安い

休暇用住宅は1日60～80マルク程度(日本円約4000～5500円)、貸部屋は一人一泊朝食付き20～25マルク程度(約1300円～1700円)。この程度で宿泊できるので長期滞在が可能となる。

c)夕食は出さない

d)農村景観の保持、環境の保全に重点が置かれている

e)こども連れの客が多い

子供連れでのホテル滞在は気を使うことが多いし、動物とも遊べる農家は子供連れに最適である。また、幼少期に農山村を訪れた人が、大きくなってからリピーターとしてやってくることも多い。

f)農家民宿についての情報がよく完備されている

全国、州ごとのパンフレットが発行されており、現地の市町村に完備されているインフォメーションで、さまざまな希望を述べて滞在の手配をすることができる。

7. 欧州連合[EU]のLEADER事業

(1) LEADER(リーダー)事業とは

欧州連合[EU]のLEADER事業のLEADERとは、フランス語の(”Liasons Entre Actions de Developement de l Economie Rurale”)の頭文字をとった略称のことである。日本語に直訳すると、「農村地域における経済開発のための活動の連携」事業となる。欧州連合[EU]が1992年から開始した農村地域の活性化のための助成事業のことであり、1992年～94年のいわば実験段階の第一期(LEADER)を経て、1995年～99年の第二期(LEADEAR)に至った。

(2) 構造政策とLEADER事業

EUでは、地域間格差の是正のため「構造政策」を実施してきた。LEADER事業はこの「構造政策」の中の一環として、農村地域の活性化に必要な新しい手法にもとづく農村開発に対する助成事業としてスタートした。EUの構造政策は、具体的にEU域内の条件不利地域への支援であり、地域活性化のために必要な資金の助成を行っている。そのため、EU域内であればどこでも等しく受けられるのではなく、事業目的に対応した受益地域が指定されている。

<EU構造政策の事業目的の区分>

目的1:後進地域の経済的再編

目的2:産業衰退地域の経済的復旧

目的3&4:労働者の雇用研修および雇用促進

目的5a:共通農業政策に適した農業・漁業への構造転換

目的5b:条件に恵まれない農村地域での経済基盤の多角化

目的6:低人口密度地域での地域開発

「目的1」、「目的2」、「目的5b」、「目的6」:独自の基準により受益できる地域が指定

「目的3」、「目的4」、「目的5a」:受益地域の指定なし

LEADER事業は「目的1」、「目的5b」、「目的6」の3つの事業目的で設定されている地域が対象地域となる新しい農村開発事業である。

(3) LEADER事業の特徴

LEADER事業の特徴は、従来の行政主導、縦割り、ハード優先の画一的事業ではなく、地元住民の「草の根の主体的参画」、コミュニティや公共機関および民間セクターによる「パートナーシップ」、ニーズに即した「イノベーション」、「国境を越えた連携」といった理念をキーワードとした事業展開をしていることである。

LEADER事業はEU事務局が主導権をとり、現場での具体的な事業の監督は、各国に設置される事務局が行っている。そして、LEADER事業を現場で実践できるのは、ローカル・アクション・グループ(LAG)とその他の農村関連団体であるが、ほとんどの地区でLAGがLEADER事業の推進母体として役割を担っている。この行政から独立したアクション・グループの存在が上記の理念を進めるうえで重要な役割を果たしている。こういった、事業の仕組み自体に理念を実現しなければならない仕掛けづくりを日本は学ぶべきである。

(4) LEADER事業の目的

新しい農村開発のモデルを開発すること

新しい農村開発のあり方を例証できる、革新的かつ実証的、しかも普及性の高い手法を開発すること

経験の交流とノウハウの普及を促進すること

地域で開発活動に従事する人々によって企画された、越国境型の開発プロジェクトを支援すること

(5) 助成対象となる活動分野

LEADER事業は地域に根ざした事業を展開しているため、地域のさまざま状況に応じた柔軟な支援が可能となっている。基本的にイメージされている状況に合わせた発展段階は、次のようになっている¹⁾。

- a) 技術の習得 / 人材の育成 b) プロジェクトの企画・実践 c) 共同プロジェクトの企画・実践
 d) 地域全体のネットワークワーキング(情報やノウハウの交換)

a) 技術の修得

能力開発。地域現況の分析、発展プロセスへの住民参画のための意識高揚とトレーニング、戦略の作成、資金獲得といったテーマが含まれる。

b) イノベーション・プログラム

農村開発のモデルとなり、他地域への普及性が高いものへの支援。

例) 職業訓練および雇用促進、農村ツーリズムへの支援、小規模ビジネスの立ち上げ、地域産品(農産物など)の付加価値の向上およびマーケティング、環境および居住環境の改善、更新性エネルギーの開発、など。

c) 越国境型の協力

2カ国以上で活躍するリーダーの受益者が共同でプロジェクトを企画する場合、そのデザイン、商品開発、マーケティングなどに要するコストを支援する。

d) ネットワーキング

イノベーションのEU全体への普及活動。LEADER欧州事務局の設置 データベースの作成、会合やセミナーの開催、出版物の刊行などの活動を行っている。

(6) LEADER事業と農村ツーリズム

北部および中部ヨーロッパではすでに1950年代から、南部ヨーロッパでも1970年になると、条件不利地域での人口維持を図り、社会・経済的な活性化を促すための手段として、農村ツーリズムへの期待が寄せられるようになった。そして1980年代に農業外ビジネスの推進がEUの政策テーマとなったことで、農村ツーリズムは広くEU全域に広がった。そして、LEADER事業の中でもツーリズムは大きな位置を占めている。農村地域での一次産業、二次産業関連雇用の創出が難しいだけに、農村ツーリズムへの期待は最近さらに高まってきているという。LEADER事業のように内発型の活性化をねらっている場合には、ツーリズムはその一つの強力なテコとして役立てることができる。経済基盤を多様化でき、新しいタイプの雇用をつくることで、とくに若者の流出を減らすことができる。これまでお金になりにくかった環境を経済資源として利用でき、地域にある伝統的な産業や固有文化の活性化にもつなげることができる。LEADER本部でまとめたツーリズム関係の活動集計でも、各地からさまざまな試みが報告されている。

(7) LEADER事業の成果(LEADER 終了時点)

地域住民参画の前進

住民による地域文化の再生とビジネスベンチャーへの積極的な姿勢を醸成

地域経済の多角化の実現、雇用の維持および創出

高レベルな民間投資の達成と公共投資の相乗効果の実現

地域住民に、EU全域との関わりを認識させた

異なる地域でお互いが学び、協力し、経験・ノウハウを交換しあえるようになった

農村の将来への自信回復

ローカル・アプローチの重要性の認識を広めた

8. 日本のグリーン・ツーリズム

日本でグリーン・ツーリズムが導入された契機は、総合保養地域整備法(リゾート法)による大規模リゾート開発への

¹⁾井上和衛, 『欧州連合[EU]の農村開発政策』, 筑波書房, p45, 1999

反省から、国土庁でのリゾート法見直し作業が画策され、その対抗策として農林水産省がグリーン・ツーリズムを行ったときである。農水省がグリーン・ツーリズム研究会を発足させたのは1992年(平成4年)である。

(1)日本のグリーン・ツーリズムの目標

農家の副業を普及させ、農家の所得補填をすること
観光・福祉・健康など、他分野の産業との複合を目指し、地域活性につなげること
超高齢化・少子化社会の対応を視野にいれることなど

(2)日本のグリーン・ツーリズムの概念(三つのコンセプト)

都市住民にとってのコンセプト ゆとりある国民の余暇活動、子供の貴重な自然・文化の体験・学習機会の提供
農村住民にとってのコンセプト 農山漁村の社会的・経済的活性化
農村環境にとってのコンセプト 農村の自然・景観・生活文化などの環境の保全

(3)日本におけるグリーン・ツーリズムの特徴

日本でのグリーン・ツーリズムは、大別すると「行政主導型」と「農家自立型」とがある。「行政主導型」は、主として農林水産省の構造改善事業により長期滞在型宿泊施設が建てられ、運営が市町村や第三セクターにまかされるといいう形をとる。そのような施設は約2,500カ所にのぼる。需要と供給のミスマッチにより、赤字をかかえる施設も少なくない。「農家自立型」は、農家が個人で取り組むものである。大小様々ある。農家にとっては主婦や高齢者の活躍の場として、利用客にとってはありのままの農山村を体験できる場として人気が高まりつつある。ボトム・アップ型、草の根型ともいわれる。

9. 今後のグリーン・ツーリズム

(1)グリーン・ツーリズム推進に必要な施策

日本においては今後、「農家自立型」グリーン・ツーリズムが伸びていくことが望まれる。そのためには、農家の新しい所得源(第2の軸足)として明確に位置づけるとともに、建築基準法、食品衛生法、消防法などの関連法制度を可能な限り緩和する必要がある。

(2)望ましい展開方向

「農家自立型」グリーン・ツーリズムについて現在望まれるものは、提供者である農家自身が過剰接待、豪華料理、団体優先という観光業者にありがちな固定観念を捨て、「訛りのある生活文化」、「なつかしさ」、「めずらしさ」、「何もない・何もしない」滞在空間を売り物にしようという意識を持つことである。

農家自身が活性化し、活性化すること。それが農村の高齢化や後継者不足の解決につながるというのがグリーン・ツーリズムの最終目的である。グリーン・ツーリズムは単なる観光旅行ではなく、農村の伝統文化の保存や再認識といった観点もあるのだから、他の観光業とは全く別のもので考えなくてはならない。

(3)行政の役割は支援

現在の日本のグリーン・ツーリズムの進行状況は、地域振興策として町村の行政が主導している形である。しかし、グリーン・ツーリズムは農家個々のものにならなければ意味がない。よって、行政はグリーン・ツーリズムを実践する人をバックアップする支援側に徹すべきである。例えば、グリーン・ツーリズムがきっかけで都市から農村に移住してくる人には農村振興という点を評価して今より進んだ融資制度を創設したり、グリーン・ツーリズム関連の事業を行う農家には税制上の優遇措置を設けたりすることなどが必要である。

また、農家が民宿を実現するにはさまざまな規制にぶつかるので、規制緩和が急務である。そして、農家自身では難しい、経営ノウハウの育成やマーケティングのアドバイスなどは行政が支援する。さらには、情報ネットワークの育成も重要で、旅行会社や観光協会、周辺のドライブ情報などを整備することが求められる。

(4)農家レストラン

グリーン・ツーリズムの立役者として、農家レストランを提案する。農家レストランとは、その土地で採れる四季折々の自然の食材を利用して、農村のヘルシーな料理を提供する、農家が営業するレストランのことである。過疎地域には食堂もめったにない。それを逆手にとった有効な手段であると考えられる。さらに、農家民泊などをする地元客はいないが、レストランだと地元客も顧客にできるという利点がある。また、新しい食堂をつくるのは投資的に無理でも、空き農家や核家族になってしまっただけの居間を改装すれば、食堂を作る程は費用をかけずに開設することができる。

大切なのは無理をしないことと、無駄な金をかけないことである。身の丈に合った規模や投資額で始めないと、結局は長続きしない。

(5) 老人ホームや介護ハウス

福祉という観点からグリーン・ツーリズムを考えると、老人ホームや介護ハウスも提案できる。過疎地域には高齢者が多い。つまり、マーケティング・ターゲットが多いということである。また、地元の高齢者だけでなく、田舎で療養したい都会の人も顧客にできる。具体的には、リハビリを兼ねて畑の農作業を手伝ったり、小動物と触れ合うことでセラピーを行ったりすることができる。

(6) 農業の情操上の効果

農業はまた、情操、人間の心の形成にも重要な役割を果たす。肥料をやり、水をやって野菜を育てる、鶏を育てる、そういう生命を育む中で情操も豊かゆたかになっていく。そして、自分の作った野菜を食べることは満足感があるし、それが心の癒しにもなる。また、都会の人にとっては土に触れること自体が「癒し」になるのである。さらに、大規模な農業は一人で行うのはほぼ不可能である。よって農作業を共働していくなかで、他の人ともコミュニケーションが形成されていく。そうした情操上の効果が、グリーン・ツーリズムと、今後の農山村の農業において求められている。

(7) 農村の魅力を知ってもらう

農家民宿に泊まるということはどういうことなのだろうか。農家民泊には、宿泊客が本当にその土地を知ることのできる旅になり、農家にとっても自分たちのやっている農業を理解してもらえるとという利点がある。そういうパーソナルな体験を農村でするということがグリーン・ツーリズムなのである。

また、今までは農村に人を呼び込もうとするとすぐに「観光」と短絡的に結びつけていた。そして、「お客さん」に来てもらって、宴会でもてなして、余るほどのお土産を持たせて帰っていた。しかしこれでは本当の意味での農村を理解してもらえない。グリーン・ツーリズムの考え方は「農村は都会の第二のふるさと」ということであるから、都会生活に疲れた人を農家が受け入れてあげましょうという「パートナーシップ」で、積極的に都会に情報を発信することが必要である。

10. エコ・ツーリズム

エコ・ツーリズムとは、「旅行者が生態系や地域文化に悪影響を及ぼすことなく、自然地域を理解し、鑑賞し、楽しむことができるよう、環境に配慮した施設および環境教育が提供され、地域の自然と文化の保護・地域経済に貢献することを目的とした旅行形態」(日本自然保護協会¹)とされている。

昨今、エコ・ツーリズムが注目されてきたのは、エコ・ツーリズムが自然保護分野と観光産業分野の双方から、観光資源としての「自然」が新たに評価されてきているからである。また、エコ・ツーリズムは地域振興や地域づくりの手段としての可能性も言及されている。

(1) 多様なエコ・ツーリズムの定義

そもそも、エコ・ツーリズムという考えは広いカテゴリーを含むので、定義の仕方も定義する主体によって異なり、さまざまな意味が付与されている。その例をいくつか下表に紹介する。

図表 3-3: 多様なエコ・ツーリズムの定義

定義	自然を強調した定義	観光を強調した定義
目的	自然保護のための経済的手段を導入しようとする考え方	自然志向の旅行者ニーズの増加に対応しようとする観光分野の要求
項目	保護地域のための資金を生み出す 地域社会の雇用機会を創出 環境教育を提供することによって、自然保護に貢献 するような自然志向型の観光	自然観察を中心としてその土地に存在する生態系(エコロジー)を守り、そのインパクト(悪影響)を最小限にしようとするツアーを実践する運動 先住民に対する「観光による自立」の支援(日本旅行業協会) 環境との調和を重視した旅行、すなわち野生の自然そのままや環境を破壊せずに自然や文化を楽しむことを目的としている (国際観光振興会)
意義	保護地域を保護するための経済手段、教育的手段	観光資源の持続可能な利用を目的

¹社団法人日本旅行業協会, <http://www.jata-net.or.jp/osusume/eco/top.htm>

(2) エコ・ツーリズムへのアプローチ分野

- 自然環境を保全し環境教育を推進する立場
- 環境を対象とした新しい観光として推進する立場
- エコ・ツーリズムを社会現象、文化現象として捉える立場

(3) 地域づくり

エコ・ツーリズムの対象地となっているのは、主に第一次産業の経済的地位の下落によって、社会的・経済的に疲弊している農村である。よってエコ・ツーリズムは、「地域づくり」としてこの再生の要素としても期待されている。

11. ヘルス・ツーリズムとは

ヘルス・ツーリズムの定まった定義は無く、観光学の分野では健康増進や維持回復を主たる目的とした観光と考えられている。また、ヘルス・ツーリズムの日本語訳も健康観光、保健観光、健康保養型観光など様々である。代表的な例として、17世紀にドイツのパーデン・パーデンを代表とする温泉リゾート地で、胃炎や胃潰瘍などの治療を目的に上流階級の人たちが長期滞在する風習があった。18世紀になるとヨーロッパ各国に、海水浴による健康法を実施するための海浜リゾート地が続々と生まれた。日本では、鎌倉時代に「薬湯」が行われ、室町時代には「湯治」が始まり江戸時代には広く普及した。明治時代に始まった海水浴は、昭和に入るとレジャーとして一般化された。つまり、温泉旅行や海水浴はヘルス・ツーリズムの元祖であったといえる¹。現代では、日常生活のストレスや食生活の乱れが原因である病気が目立つようになっている現在、新しい現代版の“湯治”が注目されている。

12. 湯治とは

私たちは昔から温泉が私たちの心身に及ぼす効果に注目し、疲労を回復するための休養、病気を予防し健康を維持するための保養、病気を治療するための療養などの目的で温泉を利用してきた。これを“温泉の三養”と呼ぶ²。湯治とは、温泉地に長期滞在して、“温泉の三養”を目的とした温泉療養を行う行為のことである。例えば、農閑期に農作業で疲れたからだを癒すための湯治や、温泉のもつ療養効果を期待して温泉に滞在しながら、健康を取り戻そうとする湯治などさまざまある。日帰りや数泊での疲労回復目的や物見遊山的に行う温泉旅行とは、本来、区別すべきであり、少なくとも3泊4日から一週間以上滞在することが望ましいとされている。湯治場に必要とされる条件としては、次のようなことが挙げられる。

長期滞在が可能な安い料金が設定された部屋がある。

自炊可能な設備が整っていて炊事場があり、ガスコンロが使用でき、鍋、釜、食器等を借りることが可能である。

昼食サービスが整っている。または、食堂がある³。

自炊するための食材を確保するための売店が宿内にあるか、宿の近くに店や朝市がある。

すべての条件が不可欠なわけではないが、このような条件が望ましいとされている。

13. 現在展開されているヘルス・ツーリズム

(1) 新しい効果的な検査方法を組み合わせたヘルス・ツーリズム～PET検査ツアー～

PETとは、陽電子放射断層撮影装置PET(Positron Emission Tomography)の略であり、放射性物質と、ガン細胞の特徴である盛んな代謝を利用した新しい撮影検査法である。MRI、CTスキャン等既存検査に比べてガン発見率が高い。このPET検査をツアーとして提供している、JALトラベルでは沖縄を舞台にPET検査ツアーを行っている。近隣の医療機関におけるPET検査、宿泊施設、観光(フリープラン)等を組み合わせた東京(羽田空港)発着で2泊3日のツアーを展開している。旅行代金は、最新の高度な検査であるので、大人一人あたり15万～18万円と高額である。また、観光の形態もフリープランではヘルス・ツーリズムとしては十分でない。今後は、地域資源を活かした観光サービスの提供などが望まれる。PET検査ツアーを初めとする新しい効果的な検査方法を組み合わせたヘルス・ツーリズムの利点は、プレイヤーそれぞれにメリットがあるということである。医療機関は診療圏外からの患者の確保できる。そして、旅行会社は発着地間の顧客の確保が可能となる。最後に、利用者には効果的な検査を、待つことなくリラックスして

¹Tourism Design Study Association, <http://www.my-trade.org/tdsa/research/term/index.html>

²日本温泉科学会, 『温泉学入門 - 温泉への誘い - 』, コロナ社, pp68-100, 2005

³湯治[秘湯・名湯], <http://www001.upp.so-net.ne.jp>

受けることができるという魅力がある。

(2)温泉利用の専門家によるアドバイスを組み合わせたヘルス・ツーリズム

入浴等の通常の温泉利用に加え、温泉利用の専門家による入浴方法に関するアドバイスを組み合わせた温泉サービスの提供が活発化している。

a)温泉保養士(バルネオセラピスト)の育成(福島県いわき市湯本温泉郷)

温泉保養士とは、温泉医学、予防医学に基づき、温泉の持つ保健的機能を引き出す知識、技術を習得し、温泉療法を活用した健康づくりを安全かつ適切にアドバイスできる人材である。湯本温泉郷独自の制度であり、平成13年から行われている。

b)温泉療法医によるアドバイス(神奈川県箱根強羅温泉郷)

強羅温泉郷の旅館・ホテル、温泉療養アドバイスセンター、温泉療法医からなるアドバイザーグループにより構成されるネットワークを形成している。

以上のように、従来からある温泉に温泉療法医等の温泉利用の専門家のアドバイスを加えることにより、温泉をさらに魅力的な健康サービスとして位置づけることが可能となる。さらに、温泉利用の専門家による温泉サービスの提供は利用者の増加による地域活性化、健康サービスの拡大により温泉利用の専門家として、さらなる雇用を創造することが期待されている。

14.ヘルス・ツーリズムの形態

既存のヘルス・ツーリズムの事例を医療とレジャーという軸で整理することにより、ヘルス・ツーリズムの形態を次のように5つの形態に分類整理できる。

図表3-4:ヘルス・ツーリズムの諸形態¹⁾

<形態1> 治療目的(医療旅行・転地治療など)
<形態2> 療養・回復・予防目的(健康診断、保養地への滞在など)
<形態3> 美容、痩身、禁煙等の健康増進目的(専門的な健康リゾートの滞在など)
<形態4> ストレス解消・美容等の健康増進とレジャー目的(一般観光地・ホテル等への旅行と滞在)
<形態5> レジャー、健康増進や体力増強目的(スポーツ、自然接触型のレジャー活動)

(出典:ヘルス・ツーリズムの理論と実際、姜淑瑛(2003)姜氏の分類を基に一部改変されている)

図の<形態1>から<形態5>の順に、医療目的からレジャー目的としての色が濃くなる。また、一般に<形態1>の医療目的に近づくほど、料金設定が高額になる傾向にある。前に紹介したPET検査ツアーは<形態2>に属する医療目的が強い高額なヘルス・ツーリズムということになる。<形態5>の例としてはゴルフツアーやスキー・スノーボードツアーがあり、レジャー目的が強い低価格なものとなっている。

15.ヘルス・ツーリズムに求められる要素と施策の方向性

現時点では、まだ利用者が求める魅力的な健康サービスは十分でなく、ヘルス・ツーリズムは今後、利用者にとってより魅力的な健康サービスになりうる。さらに、行政等にとっては、住民等の健康度改善及び医療費等の低減の有力な方策としても位置づけられ、ヘルス・ツーリズムの普及に伴い、健康や観光に係わる雇用増や地域の産業振興策としても期待できる。このようにヘルス・ツーリズムは、少子高齢化時代の健康サービス産業としての豊かな可能性を秘めていると言える。今後のヘルス・ツーリズムに求められる要素の施策方向性を次にまとめた。

(1)効果のある健康サービスの提供

温泉に行くと疲れがとれ、癒されるというだけでは健康に本当に効果があるとはいえない。健康サービスの効果を様々な方法を使って評価することが必要である、例として、脳波測定や心理テストによるストレス改善効果の証明、血糖値や血圧、尿、消費カロリーなどを測定し集めたデータによる効果の証明などがある。そして、証明された効果を利用者にわかりやすく伝えるため、EBH(Evidenced Based Healthcare)の提供をするとともに、エビデンス(根拠)としての

¹⁾注目をあびるヘルス・ツーリズム経営研レポート2004, NTTデータ経営研究所, <http://www.keieiken.co.jp/monthly/repo0404/04041-2.htm>

蓄積を図り、健康サービスの効果を認めてもらうことが必要である。さらに健康サービスの効果を利用者にわかりやすく伝え、健康サービスを効果的にするには、利用者の健康状態を踏まえた「専門家によるアドバイス」が必要不可欠であり、サービス普及のためには専門家の養成が必要となる。

(2)利用しやすい料金設定

PET検査ツアーなど高額な費用がかかるものは、気軽に個人が負担できる値段ではないので、次の方法で個人の費用負担を軽くすることが求められる。

a)保険・共済システムの適用や活用

温泉療養への健康保険の適用や、既存の健康保険とは別に健康サービスを対象範囲とした民間ベースの共済システムを構築する等

b)福利厚生制度の活用

健康保険組合等が実施する健康診断等への補助制度の活用や、企業のカフェテリアプラン、永年勤続報奨制度等を活用する等

(3)レジャーとしての楽しみ

「<形態4>ストレス解消、美容等の健康増進とレジャー目的」、「<形態5>レジャー、健康増進や体力増強目的」といった形態のヘルス・ツーリズムでは、旅行の楽しみがヘルス・ツーリズムの主たる価値であり、健康増進等の健康サービスによって提供される価値は付加的なものである。この場合は温泉入浴などの健康サービスだけでなく、スキー・スノーボード、ゴルフやマッサージ体験などのレジャー的な要素が含まれることが重要である。また、「<形態2>療養・回復・予防目的」といった健康づくりの視点からのヘルス・ツーリズムは、個人の健康づくり活動を継続的に行うためのきっかけであると考えられる。このため、ヘルス・ツーリズムにおいて提供される健康サービスは、楽しく続けたいと思わせるような工夫が必要である。現在行われているPET検査ツアーは、観光はフリープランだが、温泉入浴、体験型のツーリズムなど地域資源を活かしたプランを組み込んだ観光の提供により、レジャー的な要素を組み込むことで、利用者を楽しさを感じてもらえることができ、これからも継続したいと思ってもらえるようなより魅力的なヘルス・ツーリズムとなる。このように、ヘルス・ツーリズムでは健康サービスにもレジャーとしての要素を含めることが必要である。

第4章 地域間の交流と連携

1.交流と連携の違い

人口減少や地方の財政難が叫ばれる今、地域活性化にかかせないのが他地域との「交流」、そして「連携」である。この二つは似て非なるものであり、目的に応じて使い分ける必要がある。前者は農村と都市というように、自地域と異なる特徴を持った遠方の地域と互いに行き来し、交わることであり、互いの相違点を活かして住民意識の向上や経済波及効果等のメリットを得ることができる。後者は只見川流域町村のように、自地域と似通った特色を持つ近隣の地域と目的意識を持って協力しあうことであり、二重投資の防止や問題解決等のメリットを得ることができる。健全な連携の条件は互いに自立していることであり、自立意識を高めるためには、交流を通じて地域住民が自地域の良さを磨く重要性を知ることが効果的である。地域間での交流・連携を多様化することによって、それぞれが持つ資源を活かしながら補充補完関係をつくり、地域住民の行動範囲を広げたり、受け取れるサービスの質・量を増やして、新しい文化や価値を創出することが望ましい。

2.農村都市交流の必要性

科学技術の発展や所得の増加に伴い生活水準が向上し、人々は経済的な豊かさを得たが、反面、仕事や家事に忙殺され、生活環境の悪化から心のゆとりを失ってしまう人も増加している。人々は物質的な豊かさや生活の利便性よりも「心のうおい」や「やすらぎ」を重視するようになってきた。近年、特に都市住民の間で、農村の持つ多面的機能や、自然と親しみながら健康でゆとりある生活を過ごすことに対する評価が高まってきており、都会のストレスを発散し、子供たちの豊かな情緒を育てるためには農業・農村体験活動への参加が効果的である。一方、農山村地域では

過疎化や高齢化等により地域社会の活力が低下し、そして耕作放棄の増加により農用地の遊休化、管理の粗放化が問題になっている。特に奥会津中山間地域のようなコミュニティの維持存続が危ぶまれている条件不利地域においては、都市との交流を通じて地域に活気を取り戻す試みが欠かせない。都市住民の農業・農村体験の促進を図り、理解を深めることで、交流人口を増加させるのがねらいである。さすれば定住人口が少なくとも、地域雇用の創出やその地にまつわる伝統的な文化・技術を保存・継承が可能になり、地域活性化に結びつく。中山間地域の活性化は国土資源や自然環境の保全・有効利用の点からみても重要な課題であり、人口減少が叫ばれる今、交流事業はますます必要になるだろう。

3. 交流計画の立案

次に交流事業を立ち上げるための具体的な計画づくりの手法について整理してみる¹。

(1)地域ビジョンの作成

経済的・文化的側面、社会福祉・教育面における現状を調査し、改善点・課題を把握した上でどのような交流を展開するのか検討し、交流の展望を明確化する。

(2)住民と行政、住民同士のコンセンサスづくり

交流事業は住民と行政が一体となり、地域をあげて行わなければならない。よって、行政は情報開示と説明責任を負い、随時住民と意見交換コンセンサスづくりに努めなければならない。住民の意見は十人十色であるため地域住民同士でも話し合いが必要である。

(3)利用可能な地域資源のリストアップと分類

都市住民を招くためには地域固有の魅力が必要である。地域資源の種類並びに存在量を調査することは地域の良さや問題点を検討し、新しい魅力を発見する上でも非常に重要である。資源の分類に関しては自然環境、景観、歴史・文化遺跡、伝統行事、地域産品、利用可能な施設の有無等が考えられる。

(4)地域資源の配分

上記(3)に挙げた各種資源をビジョン実現のためにどのように活用するか検討する。

(5)都市住民のニーズの把握

交流は相手あつての事業である。よって都市住民のニーズを把握しておかなくてはならない。何のために地域を訪れるのか、どのくらい滞在する予定なのか、予算はどれくらいなのか、利用交通手段は何か等についてしっかりと把握し、ニーズにあった交流を図る。

(6)顧客ターゲットの絞り込み

どのような所得階層を対象とするのか、男性向けか女性向けか、家族連れか二人組か、若い人達向けか中高年向けか、対象とする顧客階層を決定する。

(7)事業規模の決定

交流事業の予算を見積もり、利用可能財源規模を明確にする。予算規模のとの関係で各事業の優先順位と事業規模を決定する。

(8)安定した顧客獲得のための対策策定

季節による顧客数の変動は施設の遊休化と経営不安を招く。年間を通じて、効率的に施設を利用し、安定的な運営をするためには安定的な顧客の獲得・維持努力が必要である。また毎年一定数の顧客を得るためにはリピーターの確保が欠かせない。一度きりの交流で終わらせるのではなく、その後も繰り返し足を運んでもらえるようなサービスを提供しなくてはならない。

(9)事業目標の明確化

何を目標として事業を展開するのかを明確にし、収益率をどれくらいの水準に設定するのか、事業に必要な資金をどうやって確保するのかといった計画を作成する

¹持田紀治,『むらまち交流と地域活性化』,社団法人 家の光協会, pp2-38, 1995

(10)プロモーション戦略の策定

いかにすばらしい事業を展開してもそのすばらしさを誰も知らなければ顧客の確保は困難になる。どのようにして都市住民に広告・宣伝するかで事業の成功は変わってくるため、どの広告媒体を利用するのか、どれだけの費用をかけるのか、の2点について検討する必要がある。

(11)運営組織の明確化

行政、町内会・村組織、PTA、農業協同組合、林業協同組合、NPO法人等の各種地域社会組織、あるいは企業や個人等の各主体が担うべき役割分担を明確化し、運営のための組織体制を固めておく必要がある。

4. 「交流」における留意点

(1) 「交流」推進の主体およびその規模について

交流事業の推進にあたっては地域の町村役場・農協(JA)などの公的・準公的機関が主導的役割を担うことが多い。行政の指導による「交流」は一辺倒なものになりがちであるが、あくまでも地域住民が中心となり、無理のない範囲で地域の良さを全面的に押し出した「交流」でなくてはならない。つまり、地域住民による地域住民のための「交流」であることが重要である。

(2) 「交流」の目的について

ここでいう「交流」の目的とは誰のための交流かということを示している。交流事業においては長期的にみて真に地域の人々のためになっているかどうかが大変重要である。これは単に、雇用の増加や、施設建設による需要効果などの経済的メリットだけを指すのではない。地域住民の誇り・自信の回復や都市と地方の子供たちへの教育効果、高齢者のいきがい・やりがい対策などの社会的・文化的なメリットが得られるかどうかを考えなくてはならない。新しく施設を建設する場合も、交流事業のためだけのものではなく普段から地域住民が利用できるような施設にするべきである。そうすれば、訪れた都市住民から金銭的な便益を得られるだけでなく、地域住民の福利・厚生水準の向上も同時に図ることができる。何もかも新たに創る「交流」ではなく、地域のもてる魅力を十分に活用し、地域活性化を図れるような「交流」が望ましい。ただし、地域住民の独りよがりなものではなく、都市住民のニーズを十分に考慮する必要がある。

(3) 地域活性化と「交流」

「交流」の成功条件として地域に“美しい自然が存在している”だけでは不十分である。「交流」で楽しむということは美しい景色を見るだけでなく、地域のおいしい食べ物を食べたり、独特の歴史や伝統文化に触れたり、陶芸・木工などを実際に体験して楽しんだりすることを意味している。つまり、地域に“人を楽しませる多様な要因(特に体験・参加できるもの)が備わっていること”が非常に重要である。このように「交流」の展開にあたっては第一次産業と第二次および第三次産業との連携が必要不可欠であり、「交流」を地域の持てる資源すべてを活用し地域活性化を図れるようなものとして位置づけなくてはならない。

5. 地域間交流のメニュー

現在実施されている交流の主要内容は大きく7つに分けることができる。

- 宿泊・食事の提供・・・農家民宿、農家レストラン、食文化の提供
- 特産物販売・・・アンテナショップ、青空市場、無人販売所
- 農村・自然体験・・・伝統文化・工芸体験、グリーン・ツーリズム、エコ・ツーリズム、ヘルス・ツーリズム
- 美しい景観を活かした散策・・・街並み景観、田園景観、森林景観
- 産地直送・・・ふるさと宅配便等直送システム
- 特別村民制度
- 交流都市提携

6. 四町村と都市の交流

昭和、三島、金山、柳津の各町村について都市との交流の有無や内容を調べたところ、三島町¹を除く三町村は何

¹交流都市を持たなかった三島町も、町の文化を育成し都市との文化交流を図ることを今後の主要課題に掲げている。

らかの形で国内の都市との交流を持っていることが明らかになった。三町村と各都市との接点はおおむねが歴史や自然文化であり、主な活動内容は祭礼や体験ツアーといったイベントを通じての交流であった。

(1) 交流都市提携の意義

地方と都市の交流において考えられる意義は異なった感覚や価値観を持つ人間と交わることができる点だ。こうした人的交流からの刺激が、例えば人々に経済的・精神的な潤いや活気を与え、あるいは新しいビジネスプランのヒントに繋がるのである。この交流を地方と都市の各々の視点から考察した場合、町村側に考えられるメリットには交流都市の住民に地元産品を販売できる点や、都市住民を対象とした新規ビジネスプランのリハーサルを姉妹・友好都市との交流で行うことができる点がある。一方都市側のメリットには、都会ではなかなか味わうことのできない食文化や自然の醍醐味を手軽に経験できる点や、交流体験を通して子供の情操教育に大きな効果が得られるといった点が挙げられる。

しかしこれらの交流は現在地方自治体の資金援助に頼っている部分が多く、双方に経済的なメリットをもたらす内容でなければ長続きしないという点が問題である。

(2) 地域交流の今後

自治体の支援がなくなっても交流を継続するためには、双方を行き来する交通費や宿泊費を差し引いてなお経済的なメリットの発生が必要だ。地方と都市の持続的な交流のためには、双方において安定した経済的メリットの確保が可能な交流プランを確立する必要がある。

7. 今後期待される「交流」

欧米諸国では、農村地域の活性化対策のひとつとして、週末あるいは休日などの余暇時間を農村で過ごす「グリーン・ツーリズム」が官民協力の下で進められている。日本でも「交流」の重要性が認識され、新たな取り組みが開始されつつあり、次のような視点を持った交流が期待されている。

農村地域の持つ特性を十分に活かしながら、地域農林業活性化の一助となり得るもの
 就業・雇用の場や生活・文化施設の充実も同時に達成できるもの
 農村的美しさや景観、文化を守り、それをさらに発展させていけるもの
 都会に住む人達に対して心身のリフレッシュを図れるような「場」を提供できるもの
 特定シーズンだけでなく、年間を通じて安定した需要が見込めるもの

8. 地域連携の意義

次に、地域連携について、その意義を考えてみたい。地域連携を行うことによって、何を実現しようとするのだろうか。その意義を整理してみる¹⁾。

困った問題の共同解決のため・・・清掃施設や火葬場など、世に言う迷惑施設の共同建設など
 無駄を排除する・・・お互いの施設を利用し合い、無駄や二重投資を避けるため
 お互いの不足を補い合う・・・お互いに不足している労力や施設を補完し合うため
 利便性追求や効率化のため・・・お互いの施設を相互に利用し合い、利便性を高めるため
 規模拡大、質向上のため・・・協力して高付加価値型の施設をつくるため
 経済活動の活性化のため・・・経済的活性化を目指して
 非常時に対応するため・・・地震、水害、火事などに対する危機管理のため
 共存共生を目指して・・・環境保全、自然保護、資源保護などを目指して

9. 地域連携のあり方

地域の抱える諸問題を解決し、生活の利便性を向上させることだけのことであれば自治体の裁量に任せればよいが、地域連携の本質は自地域だけでは解決できない社会的な課題を克服することにある。環境問題がそれにあたり、森林の保全活動、広域的リサイクルシステムの構築、自然との共生型施設の設置などが期待されている。地域連携は単に地域を活性化させるためのものではなく、地球環境との関係で人間の生活の構造を考え、生存環境を保全する

¹⁾田中栄治, 『地域連携の技法 地域連携軸と社会実験』今井書店, pp73-75, 1996

ための行動原理なのである。

現在、持続型社会に向けての社会の体質改善が求められている。持続可能な社会の実現に向けて、地域間だけでなく、国同士の連携が必要になってきている。今後の課題として、国民の意識改革や環境に優しい生活基盤づくり、新しいエコロジカルなライフスタイルの創造などが挙げられる。

第5章 四町村の活性化モデル - 四町村の共通点を踏まえた提案 -

今回取り上げた奥会津の四町村は只見川の流域に面し、自然環境、食文化、歴史、温泉資源が非常に豊富であるという共通点がある。以上の特徴よりこの地域ではグリーン・ツーリズム、エコ・ツーリズム、ヘルス・ツーリズム、あるいはこれらの複合ツーリズムの展開が可能である。よってこれらのツーリズムの導入に関して、地域の特徴と現状を踏まえ以下のような地域活性化モデルを提案する。

1. 景観整備

(1) 街中への植樹

中山間地域も町中に緑を植えて緑視率を高めることは非常に重要である。これによって快適歩行空間が整備され、また紅葉時期の景観もグレードアップする。植樹に際し町村財政に負担をかけない「街路樹オーナー制度」等を活用し、住民に木のオーナーとなってもらう事が望ましい。

(2) 各家庭の庭の美化

地域全体の景観を良くするためには、民家一軒一軒も美しくなければならない。そこで本論文では生け垣を奨励する。コンクリートブロックの塀の代わりに生け垣を植えれば、そこにも季節感が現れ、地域の自然色が豊かになる。また生け垣ならば震災の際にも倒壊することはなく安全である。

しかしこれらの生け垣や庭木の剪定を行わなければ、景観はまた崩れてしまう。そこでこの対策として「美しい庭コンテスト」を提案する。コンテストを開催し、各家庭に庭の美しさを競わせることによって住民に美しい庭への創意工夫を促し、農村全体の風合いを高めることができる。また生け垣を通して庭を見ることにより通行人と居住者の間に美しい庭を共有することができ、落ち葉掃きも通行人と挨拶を交わすきっかけになる等コミュニティの結束を高める効果も期待できる。

(3) 標識・案内の統一

美しい景観整備のためには標識や案内板の様式を統一することも必要である。また看板だけでなく、地域の史跡や名所、旧跡、巨木等に名称や由来の説明パネルを設置し、付近に小規模な駐車スペースを設けたなら、そこを訪れた人々は安心して立ち止まることができる。

なお、看板の材料に地元産の木材を使用すれば地産地消の働きとして有効な取り組みとなる。

(4) 川の景観維持

美しく澄んだ河川を維持するためには地元の児童や学生またはPTAや町内会の協力を得て、ゴミ拾い運動や道路（あるいは遊歩道）の草刈りボランティアなどを定期的に行う必要がある。

作業の後に地域通貨¹やエコマネー²で労働の対価を支払えば、ボランティアの活発化にも繋がる。

2. インフラ整備

(1) 通信インフラ

国民の約2人に1人が携帯電話を所持³している今、観光先での携帯電話の電波は必須である。また、地域が四季

¹ 地域住民によって作られた、その地域限定の通貨。法定通貨と異なり地域に購買力を根付かせることができ、地域の活性化に役立つ。
('地域通貨って何?'), <http://www3.plala.or.jp/mig/whats-jp.html>

² 地域通貨の別称。地域の助け合いを促すために、限定された場所において使うことを目的とする通貨。国の通貨では計れないエコロジー（環境）やコミュニティ（地域や人の集まり）などの価値や活動を媒介するために構想された通貨。利息がつかず貯蓄性がないことが特徴的。
(EICネット, <http://www.eic.or.jp/ecoterm/?act=view&serial=205> / エコマネー白書, <http://www.page.sannet.ne.jp/m-fumio/p6.htm>)

³ 総務省統計局「情報技術(IT)関連の機器・サービスの保有・利用状況」平成18年7～9月期

折々の多彩な情報を発信するためには光ケーブル環境の整備が必要不可欠である。したがって過疎からの脱却を目指す地域ほど、電波塔や光ケーブルの導入等通信インフラの整備には力を入れるべきである。

(2)遊歩道整備

地域の自然や町の美しさと触れ合える遊歩道が整備されていれば、観光客だけでなく地域住民の目も楽しませる事が可能である。これらの散策路は史跡巡り、自然観察、水辺の環境を楽しむ遊歩道、農村集落やブナ林を回る遊歩道等目的別に整備する事が地域全体のデザインのためにも重要である。

(3)水に親しむ環境

地元住民や観光客が楽しく散策を行うために、親水公園や遊歩道等を設置する事も重要な施策だ。水生生物に関する紹介パネルを設置する等、幅広い年齢を対象とした水に親しむ環境作りを行うことで、只見川流域という地域の特性を活かすことができると考える。

(4)人的インフラ

語り部、森林セラピスト、体験型学習インストラクター等の人材育成が必要である。そのためには地域内外のベテランを講師役に据えて講習会を開き、地元の住民(団塊の世代の退職者等)にノウハウを学習してもらうことが必要である。

(5)地域通貨(エコマネー)

行政や商店街の協力のもと、四町村、ゆくゆくは奥会津に通用する地域通貨を作成し、物品の購買や温泉入浴に利用できるようにする。奥会津の場合、桐細工を製造する過程で出るチップを貨幣として加工すれば、水濡れに強く環境にも優しい奥会津独自の地域通貨ができる。

3.温泉資源の活用

(1)共同浴場の整備

共同浴場においては都会の人も安心して入浴できる環境づくりを行うことが重要で、安定した衛生管理のシステムを築くことが大切である。そのためには施設を有料化し、浴場の維持、管理費をまかなう必要がある。しかし同時に、地域住民を優遇する仕組みを設けることが不可欠である。

(2)Webと連動の湯巡りプラン(奥会津温泉郷スタンブラー)

奥会津の多様な温泉を楽しむようお得な湯巡りプランを企画、実施する。また、温泉地の紹介やサービスの詳細をWebでPRし、知名度を高める工夫を行う。

(3)長期滞在型のプランづくり

B&Bを採用するなど一泊の単価を下げ、利用者にとって気軽に長期滞在ができる工夫を凝らすことが重要である。また長期滞在客用の炊事場の整備や農家レストランを推奨する取り組みも今後実施する必要がある。

(4)ヘルス・ツーリズムの実施

3章で述べたように、ヘルス・ツーリズムの実施には医療機関や大学との連携が必要である。そのためにまずは近隣の病院あるいは大学との連携を密にし、宿泊施設も保養・療養型ヘルス・ツーリズム用のプランを検討することが必要だ。病院に関しては本県の場合、近隣の医療機関に協力を仰ぐことができると考えられる。そして長期滞在型のプラン作りを基礎とした四町村それぞれの地域住民参加型のヘルス・ツーリズムのスタイルを築き上げることが重要である。

ヘルス・ツーリズムにおいては、奥会津地域の豊かな自然資源を活用したグリーン・ツーリズムやエコ・ツーリズムの要素も兼ね備えた総合的なツーリズムの展開を提案する。

4.地域連携

(1)奥会津の地域連携

地域内連携の目的はそれぞれの市町村における経営資源の不足を連携によって補うことと、それによって活性化メ

ニューの多様性を実現することの2点である。近隣地域が団結して一つのベクトルの元に活性化を目指すことでイベント性が生まれ、例えば多様な温泉の入浴が可能になる等観光客のニーズをより多く満たすことが可能になる。

(2)地域間交流

地方と都市との関係において、地方は都市と交流することによって都市住民から貨幣と情報を提供してもらい、都市住民には自然資源の良さを体感してもらうことができる。地域は都市住民が訪れることによって活気づき、また地域住民は都会の人間に地域資源の価値を認めてもらうことによって自分たちの地域に誇りを持つことができる。すなわち地域と都市の間において、自地域で持っていないものを相互に交換し合う関係を築くことが交流によって実現できる。

おわりに

1. 本研究の限界と今後の展望

(1)金山町以外の三町村の調査の不足

金山町に関しては、現地調査を通じて十分な調査をすることができたが、柳津町、三島町、昭和村の三町村の調査が町史と各町村の運営しているホームページ及び振興計画書だけにとどまってしまった。今後は只見川流域に位置している、豊富な温泉資源がある、過疎化が進行しているという四町村の共通点を踏まえて、三町村の調査を引き続き行っていく必要がある。

(2)ヘルス・ツーリズム展開時の提案が不完全

ヘルス・ツーリズムという新しいツーリズムの形態での活性化が四町村の活性化プランとして最適であると考えたのだが、四町村に適したヘルス・ツーリズムの展開方法を具体的に提案することが不十分であったので、今後は具体的なプランを考えることが課題である。

(3)地元市町村との連携不足

今回の研究を進める上で、金山町は現地調査を行い役場の方とも接点を持ち、情報提供をしてもらうことができたが、他の三町村に関しては振興計画書を提供してもらうにとどまり、地元市町村が抱えている具体的な問題や課題などの現状把握が資料のみとなってしまった。今後は、地元町村とより密着した関係を築き、情報交換を活発に行いながら研究を進める必要がある。

(4)他地域の活性化プランの成功・失敗事例の調査

奥会津の町村に適した活性化プランを考え出すためには、他の地域の活性化プランがとても参考になる。同じような中山間地域での活性化プランで成功・失敗例を照合して考えることで、より確実な活性化プランを提案することが可能になるので、引き続き活性化の事例研究を行って行く必要がある。